

## 和光市議会議員政治倫理審査会運営方針（案）

- 1 審査会は原則として公開とし、予め開催日を公表する。ただし、公開することに支障があると認められるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができる。
- 2 本審査会は個人情報を知ることが多いため、情報の取扱いには十分配慮する。
  - (1) 審査会に配布された資料は原則として一般傍聴者には配布しない。
  - (2) 報道機関等による取材には正副会長が対応する。ただし、事務的な問合せについては議会事務局が対応する。
  - (3) 報道機関等による撮影、録画、録音は開会前のみ許可する。
- 3 上記のほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って決める。